

# 23年度保育所への入所申し込みを受け付けます

### 申込書の配布は11月1日(月)から 受け付けは12月2日(木)から

認可保育所(左表参照)の体験させたい「幼児教育の場」として利用したい」という理由だけで対象になりません。障害児保育は、前記①⑥のいずれかに該当するとともに、集団保育が可能で日々通所ができる場合が対象になります。

【対象となるお子さん】保護者が次のいずれかに該当し、保育できない場合。  
①家庭の外で仕事をしてい

る②家庭で日常の家事以外の仕事をしている③出産・病氣・心身に障害がある④同居の親族をいつも介護している⑤災害の復旧に当たっている⑥その他、どうしても保育に当たることができない

【注意】前記①⑥のいずれも常態であることが必要です。また同居の家族・親族・そのほかの方も保育できない場合に限り「集団生活を

経験させたい」という理由だけで対象になりません。障害児保育は、前記①⑥のいずれかに該当するとともに、集団保育が可能で日々通所ができる場合が対象になります。

【提出書類】保育所入所申込書・家庭状況調査書・税額証明書(源泉徴収票または確定申告書の控えなど、22年分の所得税額に分かる書類(写し可)。受付期間中にそろわない場合は、後日提出可)。また、後日改めて平成22年度住民税課税証明書などを提出していただく場合もあります。▼勤務証明書など保育に当たることができない状況を証明する書類

【申請の受付期間など】  
【受付期間と受付時間】会場 12月2日(木)～7日

保育所名(所在地)	定員	保育年齢	電話番号	
公立	さいわい保育園(幸町1-17-1)	80人	1歳～5歳	473・3923
	はくさん保育園(下里3-2-23)	104人	0歳～5歳	473・9643
	みなみ保育園(南町1-7-5-101)	90人	0歳～5歳	463・4350
	しんかわ保育園(新川町1-1-12)	104人	0歳～5歳	474・6654
	はちまん保育園(八幡町2-14-22)	104人	0歳～5歳	473・7930
	まえさわ保育園(前沢1-5-30)	101人	0歳～5歳	473・7910
	ちゅうおう保育園(中央町1-2-4)	104人	0歳～5歳	475・0561
公設民営	ひばり保育園(ひばりが丘団地8-10)	110人	0歳～5歳	463・6655
	たきやま保育園(滝山6-1-2)	107人	0歳～5歳	473・3920
	上の原さくら保育園(上の原1-2-44)	110人	0歳～5歳	477・1359
私立	久留米みのり保育園(大門町1-3-4)	118人	0歳～5歳	473・1000
	あそか保育園(下里4-1-21)	110人	0歳～5歳	473・3971
	滝山しおん保育園(滝山7-5-12)	36人	0歳～5歳	473・4133
	下里しおん保育園(下里7-8-20)	100人	0歳～5歳	474・2910
	くるみ保育園(柳窪2-15-6)	130人	0歳～5歳	474・5307
	Nicot東久留米(東本町1-8)	60人	0歳～5歳	472・2521

(注) 上の原保育園は、23年3月末日で閉園の予定です。  
(注) 零歳児保育について、公立保育園とたきやま保育園は入所時に6カ月以上の乳児が、私立保育園とひばり保育園、上の原さくら保育園は、生後57日以上の乳児が対象となります。

(火)の午前9時～午後4時  
半川市役所2階204会議室  
▼12月8日(水)～10日(金)  
の午前9時～午後8時II市役  
所2階204会議室。ただし、  
いずれも正午～午後1時およ  
び土曜・日曜日は除きます。  
※転出などで他市区町村の  
保育所の入所を希望する方は、  
随時保育課(市役所2階)で  
受け付けます。各自自治体で申  
込締め切り日が異なりますの  
で、確認の上、早めに申し込  
みください。

## 申請の手続きは お済みですか ひとり親家庭等 医療費助成

ひとり親家庭などに医療費の一部を助成しています。次の要件に該当し、まだ(マ)の要件に該当し、医療費の交付を受けていない方は申請をして、同証の交付を受けてください。ただし、所得制限があります。

【対象】市内在住で、次の要件に該当する18歳(障害がある場合は20歳未満)までの児童を養育している方および児童。

①父母が婚姻を解消した②父または母が死亡した③父または母が障害の状態にある④父または母の生死が明らかでない⑤父または母が引き続き

ひとり親家庭などに医療費の一部を助成しています。次の要件に該当し、まだ(マ)の要件に該当し、医療費の交付を受けていない方は申請をして、同証の交付を受けてください。ただし、所得制限があります。

【対象】市内在住で、次の要件に該当する18歳(障害がある場合は20歳未満)までの児童を養育している方および児童。

①父母が婚姻を解消した②父または母が死亡した③父または母が障害の状態にある④父または母の生死が明らかでない⑤父または母が引き続き

現在申し込みをしても、すでに今年度、入所申し込みをして決定を待っている方で、23年4月1日以降も引き

詳しくは同課管理係 ☎ 470・7745へ。  
有効期限は12月31日(金)です。引き続き助成を受けるためには、現況届の提出が必要です。

現在、④医療証の交付を受けている方には、11月4日(木)に案内などを発送します。必要書類を添付して次の方法で提出してください。

【申請に必要なもの】戸籍謄本(対象者全員の記載があるもの)▼健康保険証(対象者全員分)▼認め印▼21年1月2日以降に転入した方は、21年度(20年分)の課税(非課税)証明書(所得額・扶養の状況・控除額が分かるもの)。

なお、22年1月2日以降に転入した方は、21年度(20年分)と22年度(21年分)の両方が必要です。また、ひとり親家庭などの要件によっては、ほかの書類が必要になる場合があります。子育て支援課へ問い合わせください。

まだ提出していない方は、至急手続きをしてください。この届け出がないと12月期の支払いができませんので、ご注意ください。なお、所得が

現在、使用中の④医療証の更新手続き  
④医療証の更新手続き  
現在、使用中の④医療証の更新手続き

児童扶養手当の現況届  
児童扶養手当の認定を受けたい方は、児童扶養手当の申請書(支給停止中の方を含む)は、毎年8月に現況届を提出していただきます。

まだ提出していない方は、至急手続きをしてください。この届け出がないと12月期の支払いができませんので、ご注意ください。なお、所得が

現在、使用中の④医療証の更新手続き  
④医療証の更新手続き  
現在、使用中の④医療証の更新手続き

年末調整などの説明会を開催します  
給与の支払者対象に、22年分年末調整、法定調書などの作成について、説明会を開催します。

【日時】11月17日(水)午後1時半～4時  
【会場】市役所7階701会議室  
当日直接会場へ(車での来場は遠慮ください)。

詳しくは東村山税務署法人課税第2部門 ☎ 042・3911へ。  
詳しくは、同ホームページをご覧ください。

源泉所得税の納付は「e-Tax」(イータックス)をご利用ください。

「e-Tax」(イータックス)をご利用ください。

「e-Tax」(イータックス)をご利用ください。

「e-Tax」(イータックス)をご利用ください。

◆国税庁「e-tax」  
ホームページアドレス  
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

基準を超えていると思われる方も現況届の届け出が必要で  
す。

父子家庭の方も  
児童扶養手当の  
申請ができます

今年8月1日から、父子家庭の方も児童扶養手当の申請ができるようになりました。

既に支給要件に該当している方の経過措置期限は11月30日(火)となっております。まだ申請がお済みでない方は早めに手続きをしてください。

詳しくは子育て支援課 ☎ 470・7736へ。

国民年金  
国民年金  
国民年金

国民年金保険料は、全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象になります。確定申告などで社会保険料控除の申告をする際には、納付した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方が、社会保険料控除として申告することができます。

このため、9月30日までに納付した国民年金保険料額を証明した控除証明書(社会保険料(国民年金保険料)控除証明書)が11月上旬に日本年金機構から送付されます。

年末調整や確定申告の手続きの際には、この証明書(または領収証書)が必要になりますので、大切に保管してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

国民年金や厚生年金保険などから支給される年金のうち、老齢または退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税が課税されます。

このうち、老齢年金額が65歳未満の方は108万円以上、65歳以上の方は158万円以上である場合に所得税を源泉徴収しています。

源泉徴収の対象となる方には、11月上旬に日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されます。この申告書により、23年分の年金にかかる所得税を計算し

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。この申告書により、23年分の年金にかかる所得税を計算し

「ご存じですか  
交通事故などに遭った場合の  
治療と国民健康保険

交通事故など、第三者の行為によって受けた傷病の治療に国民健康保険被保険者証を使用ときは、必ず「第三者行為による傷病届」の提出が必要になります。

この届け出を行うことにより、国民健康保険(以下、国保)では、一時的に医療費を立て替え、後で被害者に代わって加害者に医療費を請求し

7333へ。

引き続きには、この証明書(または領収証書)が必要になりますので、大切に保管してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」について、詳しくは控除証明書専用ダイヤル ☎ 0570・070・117(受付期間は11月1日(月)～23年3月15日(火)) IP電話などの方は、☎ 03・6700・1130へ。

「扶養親族等申告書」に関するお問い合わせは「ねんきんダイヤル」 ☎ 0570・05・1165(IP電話などの方は ☎ 03・6700・1165)へ。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」および「扶養親族等申告書」について、詳しくは武蔵野年金事務所 ☎ 0422・561411へ。

※受付時間は、武蔵野年金事務所および「ねんきんダイヤル」のいずれも、①月曜～金曜日が午前8時半～午後5時15分。ただし、月曜日(祝日の場合は火曜日)は午後7時まで②第2土曜日が午前9時半～午後4時。なお、祝日や12月29日～23年1月3日は、利用できません。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。この申告書により、23年分の年金にかかる所得税を計算し